

令和4年度箕面市国保ヘルスアップ事業業務委託に係る質問回答書

	業務名又は項目	質 疑 事 項	回 答
No.1	入札説明書3ページ、2入札参加資格(13)	「保健師、看護師又は管理栄養士の資格を有するスタッフを雇用していること」と記載がありますが、これは「保健師、看護師又は管理栄養士の資格を有するスタッフを正社員として1名以上雇用していること」という認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
No.2	仕様書5ページ、5業務内容(4)生活習慣病治療中断者への受診勧奨業務②	<p>「生活習慣病治療中断者リストの作成、候補者リストに掲載する必要情報は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報部分（記号・番号・氏名・カナ氏名・性別・生年月日・郵便番号・住所等） ・個別健診対応機関への受診の有無及び当該医療機関名 ・個別健診対応機関における検査受診状況」と記載がありますが、当事業において「個別健診対応機関への受診の有無及び当該医療機関名と個別健診対応機関における検査受診状況」の情報は不要かと考えます。（おそらく、仕様書3ページ(3)特定健診受診勧奨通知業務の誤り）それら情報はリストから除いても問題無いでしょうか。 	お見込みのとおりです。
No.3	仕様書5ページ、5業務内容(4)生活習慣病治療中断者への受診勧奨業務②	<p>「抽出の仕方は、対象者の治療中の行動パターン（例：毎月受診している、2～3 か月間隔での受診等）を分析した上で、直近のレセプトでその行動パターンから治療中断していると判定される者を対象者として選定するものとする。」と記載がありますが、この「対象者の治療中の行動パターンを分析」とは、対象者毎に分析期間の末月から過去に遡り、レセプトから生活習慣病の投薬・検査の有無を確認し、対象者毎の直近の受診回数を基に受診頻度を求める、という認識で間違いありませんでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
No.4	仕様書7ページ、5業務内容(5)糖尿病性腎症重症化予防業務①糖尿病性腎症重症化予防指導候補者の抽出、リストの作成(※)箇所	<p>「(※) 糖尿病性腎症患者のうち比較的早期に人工透析への移行が疑われる被保険者とは、例えば糖尿病性腎症病期分類等の第3期（顕性腎症期）、第4期（腎不全期）等の患者で、保健指導をすることで人工透析への移行を遅延することが可能である患者とする。健康診査受診者のみならず、5(1)オの技術を活用したうえで、未受診者を含めた被保険者全体から該当者抽出すること。なお、発注者が腎症患者の全体像を把握するため、該当者リストについては、第2期（腎症前期）から第4期までの患者を抽出すること。」と記載がありますが、これは前提条件として、健診未受診者で健診の値が無い対象者についても、レセプトデータのみで対象者の病期を正しく判定できる技術を保有する受託者である、という認識で間違いありませんでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

No.5	仕様書7ページ、5業務内容(5)糖尿病性腎症重症化予防業務⑥指導員について、ア	「指導に際し、対象者数に見合った専門人材（糖尿病の臨床経験、栄養管理等に携わった現場経験豊富な保健師・看護師・管理栄養士）を配置すること。【～中略～】下記のいずれかを満たすものとする。 ・日本糖尿病療養指導士・糖尿病看護認定看護師 ・循環器系もしくは糖尿病系の臨床経験3年以上の十分な知識を有し、糖尿病性腎症重症化予防のための研修を受けた、服薬指導やフィジカルチェックが可能な者であること。」と記載がありますが、「循環器系もしくは糖尿病系の臨床経験3年以上の十分な知識を有し、糖尿病性腎症重症化予防のための研修を受けた、服薬指導やフィジカルチェックが可能な者であること」とは「指導員全員」が臨床経験3年以上を満たす必要がある、という認識で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。
No.6	仕様書7ページ、5業務内容(5)糖尿病性腎症重症化予防業務⑦保健指導の内容、イ	「実施回数の基準は面談2回、電話6回とし、面談による指導はオンラインによる遠隔面談（以下、「オンライン面談」という。）とする。受注者は【～中略～】対象者が自宅ではなく市役所等を面談場所として希望する場合は、通信機器は受注者から発注者へ操作マニュアルとともに送付し、発注者が面談場所を無償で提供するものとする。」と記載がありますが、面談場所が自宅・市役所等いずれの場合も、通信機器を受注者から発注者へ送付する場合、通信機器の貸出は受注者が費用負担を行う（無償で貸出する）という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
No.7	仕様書7ページ、5業務内容(5)糖尿病性腎症重症化予防業務⑥指導員について、カ	「各保健指導対象者への月々の保健指導（面談のみ）の実施状況については、各主治医に対して、保健指導実施月の翌月に指導内容を書面にて報告することとする。」と記載がありますが、これは各主治医に対して書面で報告した内容の写しを、箕面市様へも報告する、という認識で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。
No.8	仕様書11ページ、5業務内容（7）重複・多剤服薬者への通知業務③通知書の作成、キ 通知書（副）納品	「受注者は、通知書発送後速やかに、発注者に対し対象者に送付した通知書（副）を納品する。」と記載がありますが、これは、通知対象者全員分の通知書（副）を納品する、という認識で間違いはないでしょうか。	原則、対象者に送付した通知書全員分のデータ（PDF等）を提供していただく想定をしています。ただし、データでの提供に対応できない場合は、その他の方法を含めて受注者と協議の上決定します。
No.9	仕様書12ページ、5業務内容（8）骨折・骨粗しょう症重症化予防業務①通知対象者リストの作成	「前項（1）のデータベースを用いて、【～中略～】除外要件として、がん、難病、精神疾患、認知症等のあるものや介護度等を考慮するものとする。」と記載がありますが、介護度を確認するために介護データを別途頂戴できる、という認識で間違いはないでしょうか。	介護データをお渡しすることはできないため、「がん、難病、精神疾患、認知症等」を除外要件としていただきたいと思います。介護度については候補者一覧を受け取った後に、当市で確認します。